

# 資料編

# 斜里町国民保護協議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第40条第8項の規定に基づき、斜里町国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長及び委員)

第2条 協議会は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、町長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

(1) 指定地方行政機関のうちから町長が任命する者

(2) 自衛隊に所属する者のうちから町長が任命する者

(3) 北海道知事の部内の職員のうちから町長が任命する者

(4) 北海道警察官のうちから町長が任命する者

(5) 助役

(6) 町長がその部内の職員のうちから指名する者

(7) 斜里町教育委員会の教育長及び教育次長

(8) 斜里地区消防組合消防長又はその指名する職員のうちから町長が任命する者

(9) 斜里地区消防組合斜里消防団長

(10) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役職員のうちから町長が任命する者

(11) 公共的団体及び国民保護上重要な施設の管理者のうちから町長が任命する者

(12) 国民の保護のための措置に関し知識又は経験を有する者のうちから町長が任命する者

5 前項の委員の定数は、30名以内とする。

6 前4項の委員の任期は2年とし、再任することができる。ただし、補欠の委員の任期はその前任者の残任期間とする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故あるときは、あらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第5条 協議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故あるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

## 附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年条例第36号)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に在職する収入役は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。

3 前項の場合においては、この条例第1章による改正後の条例の規定は適用せず、当該条例の改正前の規定は、なお効力を有する。この場合において、職員定数条例第1条、特別職の職員の給与に関する条例第1条、別表(第2条関係)、斜里町特別職報酬等審議会条例第2条、斜里町災害対策本部条例第2条第2項及び斜里町国民保護協議会条例第2条第4項第5号中「助役」とあるのは「副町長」と、斜里町特別職報酬等審議会条例第6条中「総務部」とあるのは「総務環境部」とする。

## 斜里町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例

### （目的）

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、斜里町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### （組織）

第2条 国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、国民保護対策本部（以下「本部」という。）の事務を総括する。

- 2 国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、本部の事務を整理する。
- 3 国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。
- 4 本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。
- 5 前項の職員は、町の職員のうちから、町長が任命する。

### （会議）

第3条 本部長は、本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、本部の会議（以下この条において「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第28条第6項の規定により国の職員その他町の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

### （部）

第4条 本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。

- 2 部に属すべき本部員その他の職員は、本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

### （現地対策本部）

第5条 国民保護現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）に国民保護現地対策本部長（以下「現地対策本部長」という。）、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

- 2 現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。
- 3 現地対策副本部長は、現地対策本部長を補佐する。

### （雑則）

第6条 前各条に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

### （準用）

第7条 第2条から前条までの規定は、斜里町緊急対処事態対策本部について準用する。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 斜里町国民保護協議会委員名簿

| 委員区分           | 所属機関                   | 役職名     |
|----------------|------------------------|---------|
| 会長             | 斜里町                    | 町長      |
| 1 号            | 網走開発建設部網走道路事務所         | 所長      |
|                | 網走開発建設部網走港湾事務所         | 所長      |
|                | 網走南部森林管理署              | 署長      |
|                | 知床森林生態系保全センター          | 所長      |
|                | 網走地方気象台                | 次長      |
| 2 号            | 陸上自衛隊美幌駐屯地第 6 普通科連隊    | 連隊長     |
| 3 号            | オホーツク総合振興局網走建設管理部斜里出張所 | 所長      |
| 4 号            | 斜里警察署                  | 署長      |
| 5 号            | 斜里町                    | 副町長     |
| 6 号            | 斜里町                    | 総務部長    |
|                |                        | 民生部長    |
|                |                        | 産業部長    |
|                |                        | 病院事務部長  |
| 7 号            | 斜里町教育委員会               | 教育長     |
|                |                        | 教育部長    |
| 8 号            | 斜里地区消防組合消防本部           | 消防長     |
| 9 号            | 斜里地区消防組合斜里消防団          | 団長      |
| 1 0 号          | 北海道旅客鉄道(株)知床斜里駅        | 駅長      |
|                | 東日本電信電話(株)北海道事業部北見支店   | 支店長     |
|                | 北海道電力(株)斜里営業所          | 所長      |
|                | 日本通運(株)網走支店ホクレン事業所     | 所長      |
|                | 日本郵便(株)網走郵便局           | 局長      |
| 1 1 号<br>1 2 号 | 斜里三師会                  | 会長      |
|                | 斜里町農業協同組合              | 代表理事組合長 |
|                | 斜里第一漁業協同組合             | 代表理事組合長 |
|                | ウトロ漁業協同組合              | 代表理事組合長 |
|                | 斜里町商工会                 | 会長      |
|                | 斜里通運(株)                | 代表取締役   |
|                | 斜里町自治会連合会              | 会長      |

\* 委員区分については、斜里町国民保護協議会条例第2条第4項に規定する区分

- 1 号委員… 指定地方行政機関のうちから町長が任命する者  
 2 号委員… 自衛隊に所属する者の中から町長が任命する者  
 3 号委員… 北海道知事の部内の職員から町長が任命する者  
 4 号委員… 北海道警察官のうちから町長が任命する者  
 5 号委員… 副町長  
 6 号委員… 町長がその部内の職員のうちから指名する者  
 7 号委員… 斜里町教育委員会の教育長及び教育部長  
 8 号委員… 斜里地区消防組合消防長又はその指名する職員のうちから町長が任命する者  
 9 号委員… 斜里地区消防組合斜里消防団長  
 1 0 号委員… 指定公共機関又はして指定地方公共機関の役職員のうちから町長が任命する者  
 1 1 号委員… 公共的団体及び国民保護上重要な施設の管理者のうちから町長が任命する者  
 1 2 号委員… 国民の保護のための措置に関し知識又は経験を有する者の中から町長が任命する者

○ 関係機関連絡先一覧（第1編第3章関係）

【関係指定行政機関及び関係指定地方行政機関等（自衛隊含む）】

| 名 称                       | 所 在 地                 | 電話・FAX                                | 備 考   |
|---------------------------|-----------------------|---------------------------------------|-------|
| 陸上自衛隊美幌駐屯地第6普通科連隊         | 美幌町字田中                | TEL 0152-73-2114<br>FAX 0152-72-2114  |       |
| 環境省釧路自然環境事務所<br>ウトロ保護官事務所 | 斜里町ウトロ東186            | TEL 0152-24-2297<br>FAX 0152-24-3646  |       |
| 網走開発建設部網走道路事務所            | 網走市大曲1丁目6番3号          | TEL 0152-43-4328<br>FAX 0152-45-3287  |       |
| 網走開発建設部網走港湾事務所            | 網走市港町3番               | TEL 0152-44-5251<br>FAX 0158-44-6157  |       |
| 網走開発建設部網走農業事務所            | 網走市新町2丁目6番1号          | TEL 0152-44-6171<br>FAX 0158-44-6292  |       |
| 北海道農政事務所地域第7課             | 北見市高砂町2番3号            | TEL 0157-23-4171<br>FAX 0157-23-5358  |       |
| 北海道森林管理局網走南部森林管理署         | 小清水町字小清水656-3         | TEL 0152-62-2211<br>FAX 0152-62-2213  |       |
| 北海道森林管理局<br>知床森林生態系保全センター | 斜里町ウトロ東<br>(国設知床野営場内) | TEL 0152-24-3466<br>FAX 0152-24-3477- |       |
| 網走地方气象台                   | 網走市台町2丁目1-6           | TEL 0152-43-4348<br>FAX 0152-44-6109  |       |
| 網走海上保安署                   | 網走市南5条東7              | TEL 0152-44-9118<br>FAX 0152-61-2080  |       |
| 北見陸運支局                    | 北見市三輪23番2             | TEL 0157-24-7581<br>FAX 0157-61-8248  |       |
| 東京航空局女満別空港出張所             | 網走郡大空町女満別中央<br>256番地  | TEL 0152-74-2673<br>FAX 0152-74-4296  |       |
| 東京航空局中標津空港出張所             | 標津郡中標津町北中16番1         | TEL 0153-72-2067<br>FAX 0153-73-3969  |       |
| 小樽検疫所網走出張所                | 網走市港町5番地の8            | TEL 0158-23-5440<br>FAX 0158-23-5434  | 紋別出張所 |

【関係道機関（道警察含む）】

| 名 称                      | 所 在 地         | 電話・FAX                               | 備 考                |
|--------------------------|---------------|--------------------------------------|--------------------|
| オホーツク総合振興局<br>地域政策部地域政策課 | 網走市北7条西3丁目    | TEL 0152-41-0623<br>FAX 0152-44-7261 | 防災無線<br>6-650-2191 |
| 北見方面斜里警察署                | 斜里町本町43番地6    | TEL 0152-23-0110<br>FAX 0152-23-0110 |                    |
| 北見方面斜里警察署中斜里駐在所          | 斜里町字中斜里22番地51 | TEL 0152-23-2379                     |                    |

|                                  |            |                                      |                    |
|----------------------------------|------------|--------------------------------------|--------------------|
| 北見方面斜里警察署ウトロ駐在所                  | 斜里町ウトロ東26  | TEL 0152-24-2010                     |                    |
| オホーツク総合振興局網走建設管理部<br>斜里出張所       | 斜里町文光町18番地 | TEL 0152-23-3141<br>FAX 0152-23-6862 |                    |
| オホーツク総合振興局 保健環境部<br>保健行政室（網走保健所） | 網走市北7条西3丁目 | TEL 0152-41-0683<br>FAX 0152-44-4879 | 防災無線<br>6-650-2010 |
| 網走家畜保健衛生所                        | 北見市大正323-5 | TEL 0157-36-0725<br>FAX 0157-36-5801 |                    |

### 【関係指定公共機関】

| 名 称                                      | 所 在 地                         | 電話・FAX                               | 備 考 |
|------------------------------------------|-------------------------------|--------------------------------------|-----|
| 日本赤十字社北海道支部                              | 札幌市中央区北1条西5丁目                 | TEL 011-231-7126<br>FAX 011-231-7128 |     |
| 日本郵便株式会社網走支店                             | 網走市南4条東3丁目8                   | TEL 0152-43-2080<br>FAX 0152-45-0851 |     |
| 北海道旅客鉄道株式会社知床斜里駅                         | 斜里町港町17番地                     | TEL 0152-23-2634<br>FAX 0152-23-2693 |     |
| 東日本電信電話(株)北海道支店<br>(株)NTT東日本ー北海道事業部北見支店) | 札幌市中央区北1条西6丁目<br>(北見市中央町2-18) | TEL 0157-22-5541<br>FAX 0157-22-4241 |     |
| 北海道電力株式会社斜里営業所                           | 斜里町青葉町47番地                    | TEL 0152-23-2038<br>FAX 0152-23-6314 |     |
| 日本通運株式会社網走支店<br>ホクレン事業所                  | 斜里町川上111番地                    | TEL 0152-23-2302<br>FAX 0152-23-2193 |     |
| ヤマト運輸株式会社斜里宅急便センター                       | 斜里町光陽町45番地1                   | TEL 0152-23-0200<br>FAX 0152-23-3178 |     |

### 【関係市町村機関】

| 名 称   | 所 在 地            | 電話・FAX                               | 備 考              |
|-------|------------------|--------------------------------------|------------------|
| 網走市役所 | 網走市南6条東4丁目1番地    | TEL 0152-44-6111<br>FAX 0152-43-5404 | 防災無線<br>6-661-99 |
| 北見市役所 | 北見市北5条東2丁目1番地    | TEL 0157-25-1110<br>FAX 0157-25-6932 | 防災無線<br>6-660-99 |
| 大空町役場 | 大空町女満別西3条4丁目1番1号 | TEL 0152-74-2111<br>FAX 0152-74-2191 | 防災無線<br>6-664-99 |
| 美幌町役場 | 美幌町字東2条北2丁目25    | TEL 0152-73-1111<br>FAX 0152-72-4869 | 防災無線<br>6-665-99 |
| 津別町役場 | 津別町字幸町41番地       | TEL 0152-76-2151<br>FAX 0152-76-2976 | 防災無線<br>6-666-99 |
| 清里町役場 | 清里町羽衣町13番地       | TEL 0152-25-2131<br>FAX 0152-25-3571 | 防災無線<br>6-668-99 |

|        |                    |                                      |                  |
|--------|--------------------|--------------------------------------|------------------|
| 小清水町役場 | 小清水町字小清水 217 番地    | TEL 0152-62-2311<br>FAX 0152-62-4198 | 防災無線<br>6-669-99 |
| 羅臼町役場  | 目梨郡羅臼町栄町 100 番地 83 | TEL 0153-87-2111<br>FAX 0153-87-2916 | 防災無線<br>6-824-99 |

### 【その他の機関】

| 名 称              | 所 在 地           | 電 話 ・ F A X                          | 備 考   |
|------------------|-----------------|--------------------------------------|-------|
| 斜里地区消防組合消防本部・消防署 | 斜里町本町14番地3      | TEL 0152-23-2435<br>FAX 0152-23-2494 |       |
| 斜里地区消防組合消防署ウトロ分署 | 斜里町ウトロ香川2番地     | TEL 0152-24-2110<br>FAX 0152-22-5355 |       |
| 斜里地区消防組合斜里消防団    | 斜里町本町 14 番地     | TEL 0152-23-2435<br>FAX 0152-23-2494 | 消防署内  |
| 斜里三師会            | 斜里町青葉町 41 番地    | TEL 0152-23-2102<br>FAX 0152-23-5218 | 国保病院内 |
| 日本郵便株式会社斜里郵便局    | 斜里町本町 14 番地     | TEL 0152-23-1989<br>FAX 0152-23-3061 |       |
| 日本郵便株式会社斜里南郵便局   | 斜里町文光町 48 番地 37 | TEL 0152-23-3228<br>FAX 0152-23-2747 |       |
| 日本郵便株式会社中斜里郵便局   | 斜里町字中斜里 22 番地   | TEL 0152-23-3229<br>FAX 0152-23-0658 |       |
| 日本郵便株式会社ウトロ郵便局   | 斜里町ウトロ東 158     | TEL 0152-24-2300<br>FAX 0152-24-2871 |       |
| 斜里通運株式会社         | 斜里町字中斜里 17 番地   | TEL 0152-23-2168<br>FAX 0152-23-4227 |       |
| 斜里町農業協同組合        | 斜里町本町 36 番地 1   | TEL 0152-23-3151<br>FAX 0152-23-2274 |       |
| 斜里第一漁業協同組合       | 斜里町前浜町 6 番地 1   | TEL 0152-23-2141<br>FAX 0152-23-0556 |       |
| ウトロ漁業協同組合        | 斜里町ウトロ東 117 番地  | TEL 0152-24-2011<br>FAX 0152-24-2264 |       |
| 斜里町商工会           | 斜里町本町 29 番地     | TEL 0152-23-2185<br>FAX 0152-23-0501 |       |
| 斜里町自治会連合会        | 斜里町本町 12 番地     | TEL 0152-23-3131<br>FAX 0152-22-2040 | 役場内   |

○ 関係報道機関一覧（第3編第2章関係）

| 名 称               | 所 在 地                    | 電 話 ・ F A X                          | 備 考 |
|-------------------|--------------------------|--------------------------------------|-----|
| 日本放送協会(NHK)北見放送局  | 北見市北斗町2丁目3-24            | TEL 0157-23-4181<br>FAX 0157-31-5663 |     |
| 北海道放送(HBC)北見放送局   | 北見市幸町2丁目1-28             | TEL 0157-22-0095<br>FAX 0157-22-0094 |     |
| 札幌テレビ放送(STV)北見放送局 | 北見市大通西4丁目4-1<br>住友生命ビル6F | TEL 0157-23-5950<br>FAX 0157-23-0801 |     |
| 北海道文化放送(UHB)釧路支社  | 釧路市黒金町11丁目5番地<br>北海道新聞社内 | TEL 0154-22-3420<br>FAX 0154-22-6941 |     |
| 北海道テレビ放送(HTB)釧路支社 | 釧路市錦町5丁目3番地<br>三ツ輪ビル     | TEL 0154-22-3993<br>FAX 0154-22-1464 |     |
| 株式会社テレビ北海道 (TVh)  | 札幌市中央区大通東6丁目12<br>番地4    | TEL 011-232-7152<br>FAX 011-232-7172 |     |
| 北海道新聞社網走支局        | 網走市南8条西2丁目               | TEL 0152-44-7211<br>FAX 0152-45-0022 |     |
| 読売新聞社網走通信部        | 網走市北8条西1丁目15-2           | TEL 0152-43-2081<br>FAX 0152-43-0535 |     |
| 朝日新聞社網走通信局        | 網走市桂町3丁目4-1              | TEL 0152-45-1760<br>FAX 0152-45-1761 |     |
| 毎日新聞報道部北見         | 北見市花月町17-4               | TEL 0157-23-3491<br>FAX 0157-31-2077 |     |



○ 関係施設一覧（第2編第2章関係）

【町内医療機関】

| 名 称         | 住 所          | 電話・FAX                               | 備 考 |
|-------------|--------------|--------------------------------------|-----|
| 斜里町国民健康保険病院 | 斜里町青葉町41番地   | TEL 0152-23-2102<br>FAX 0152-23-5218 |     |
| 水柿内科医院      | 斜里町港町15番地32  | TEL 0152-23-5275<br>FAX 0152-23-0303 |     |
| 道立ウトロ診療所    | 斜里町ウトロ東208番地 | TEL 0152-24-2052<br>FAX 0152-24-2052 |     |

【町内保育所・幼稚園】

| 名 称       | 住 所            | 電話・FAX                               | 備 考    |
|-----------|----------------|--------------------------------------|--------|
| 双葉保育園     | 斜里町朝日町6番地      | TEL 0152-23-3340<br>FAX 0152-23-5355 |        |
| はまなす保育園   | 斜里町文光町10番地4    | TEL 0152-23-1263<br>FAX 0152-23-1263 |        |
| 朱円へき地保育所  | 斜里町字朱円51番地15   | TEL 0152-23-0040                     | 4月～12月 |
| 以久科へき地保育所 | 斜里町字以久科南23番地41 | TEL 0152-23-1538                     | 4月～12月 |
| 中斜里へき地保育所 | 斜里町字中斜里38番地3   | TEL 0152-23-2372<br>FAX 0152-23-2372 | 4月～12月 |
| ウトロへき地保育所 | 斜里町ウトロ中島36番地   | TEL 0152-24-2723<br>FAX 0152-24-2723 | 4月～2月  |

【町内小・中・高等学校】

| 名 称     | 住 所          | 電話・FAX                               | 備 考 |
|---------|--------------|--------------------------------------|-----|
| 斜里小学校   | 斜里町文光町29番地2  | TEL 0152-23-3217<br>FAX 0152-23-3218 |     |
| 朝日小学校   | 斜里町朝日町6番地2   | TEL 0152-23-3321<br>FAX 0152-23-2336 |     |
| 知床ウトロ学校 | 斜里町ウトロ高原20番地 | TEL 0152-24-2838<br>FAX 0152-24-2395 |     |
| 斜里中学校   | 斜里町文光町51番地7  | TEL 0152-23-3212<br>FAX 0152-23-3214 |     |
| 斜里高等学校  | 斜里町文光町5番地1   | TEL 0152-23-2145<br>FAX 0152-23-2146 |     |

○ 避難指定施設一覧（第２編第２章関係）

（一時避難施設）

| 番号 | 対象施設                | 所在地             | そ の 他                        |             |    |
|----|---------------------|-----------------|------------------------------|-------------|----|
|    |                     |                 | 避難住民等の受入れ又は救援の用に供すべき部分の面積（㎡） | 避難可能収容人員（人） | 備考 |
| 1  | 港町公園                | 斜里町港町 15 番地 11  | 2,477                        | 1,239       |    |
| 2  | 砂丘公園                | 斜里町港西町 10 番地 33 | 2,980                        | 1,490       |    |
| 3  | 朝日小学校グラウンド          | 斜里町朝日町 6 番地 2   | 12,833                       | 6,417       |    |
| 4  | 斜里小学校グラウンド          | 斜里町文光町 29 番地 1  | 15,940                       | 7,970       |    |
| 5  | 斜里中学校グラウンド          | 斜里町文光町 51 番地 7  | 29,440                       | 14,720      |    |
| 6  | 旧朱円小学校グラウンド         | 斜里町字朱円 32 番地    | 16,960                       | 8,480       |    |
| 7  | 旧峰浜小学校グラウンド         | 斜里町字峰浜 62 番地    | 3,120                        | 1,560       |    |
| 8  | 知床ウトロ学校グラウンド        | 斜里町ウトロ高原 20 番地  | 16,080                       | 8,040       |    |
| 9  | 旧以久科小学校グラウンド        | 斜里町字以久科南 24 番地  | 15,762                       | 7,881       |    |
| 10 | 公民館旧三井小学校グラウンド      | 斜里町字三井 131 番地   | 14,400                       | 7,200       |    |
| 11 | 旧川上小学校グラウンド         | 斜里町字川上 122 番地   | 21,640                       | 10,820      |    |
| 12 | 北海道斜里高等学校グラウンド      | 斜里町文光町 5 番地 1   | 26,900                       | 13,450      |    |
| 13 | ウトロ漁村センター広場         | 斜里町ウトロ香川 1      | 4,100                        | 2,050       |    |
| 14 | いずみの広場              | 斜里町新光町 26 番地 1  | 3,181                        | 1,591       |    |
| 15 | 青葉公園                | 斜里町青葉町 38 番地    | 2,500                        | 1,250       |    |
| 16 | はまなす公園              | 斜里町青葉町 21 番地    | 17,534                       | 8,767       |    |
| 17 | 峰浜自然休養村管理センター駐車場    | 斜里町字峰浜 110 番地   | 2,400                        | 1,200       |    |
| 18 | 富士コミュニティセンター広場      | 斜里町富士 56 番地     | 9,736                        | 4,868       |    |
| 19 | 旧森のまなびや越川 8 7 グラウンド | 斜里町字越川 89 番地    | 9,720                        | 4,860       |    |
| 20 | 旧来運・水の学校グラウンド       | 斜里町字来運 117 番地   | 4,700                        | 2,350       |    |
| 21 | 中斜里農村公園             | 斜里町中斜里 38 番地    | 8,863                        | 4,432       |    |
| 22 | 美咲公民館広場             | 斜里町美咲 73 番地     | 1,853                        | 927         |    |
| 23 | 海洋センター広場            | 斜里町朝日町 20 番地 17 | 5,000                        | 2,500       |    |
| 24 | ゆめホール知床広場           | 斜里町本町 4 番地      | 14,000                       | 7,000       |    |
| 25 | 農業振興センター駐車場         | 斜里町字以久科北 586    | 1,390                        | 695         |    |
| 26 | かえで緑地               | 斜里町青葉町 54 番地    | 1,600                        | 800         |    |
| 27 | 光陽公園                | 斜里町光陽町 49 番地    | 4,389                        | 2,195       |    |
| 28 | あさひ広場               | 斜里町朝日町 28 番地    | 2,671                        | 1,336       |    |
| 29 | 光陽広場                | 斜里町光陽町 34 番地    | 2,366                        | 1,183       |    |
| 30 | 道の駅しゃり広場            | 斜里町本町 37 番地     | 1,175                        | 588         |    |
| 31 | 斜里町民公園              | 斜里町朝日町 3 番地 1   | 74,300                       | 37,150      |    |

(収容避難施設)

| 番号 | 対象施設            | 所在地             | そ の 他                         |              |    |
|----|-----------------|-----------------|-------------------------------|--------------|----|
|    |                 |                 | 避難住民等の受入れ又は救援の用に供すべき部分の面積 (㎡) | 避難可能収容人員 (人) | 備考 |
| 1  | 知床ウトロ学校校舎       | 斜里町ウトロ高原 20 番地  | 704                           | 352          |    |
| 2  | 知床ウトロ学校屋内体育館    | 斜里町ウトロ高原 20 番地  | 847                           | 424          |    |
| 3  | 旧峰浜小学校校舎        | 斜里町字峰浜 62 番地    | 126                           | 63           |    |
| 4  | 旧峰浜小学校屋内体育館     | 斜里町字峰浜 62 番地    | 269                           | 135          |    |
| 5  | 旧朱円小学校校舎        | 斜里町字朱円 32 番地    | 192                           | 96           |    |
| 6  | 旧朱円小学校屋内体育館     | 斜里町字朱円 32 番地    | 347                           | 174          |    |
| 7  | 旧以久科小学校校舎       | 斜里町字以久科南 24 番地  | 192                           | 96           |    |
| 8  | 旧以久科小学校屋内体育館    | 斜里町字以久科南 24 番地  | 403                           | 202          |    |
| 9  | 公民館旧三井小学校分館校舎   | 斜里町字三井 131 番地   | 139                           | 70           |    |
| 10 | 公民館旧三井小学校分館屋内体育 | 斜里町字三井 131 番地   | 304                           | 152          |    |
| 11 | 旧川上小学校校舎        | 斜里町字川上 122 番地   | 378                           | 189          |    |
| 12 | 旧川上小学校屋内体育館     | 斜里町字川上 122 番地   | 337                           | 169          |    |
| 13 | 斜里小学校校舎         | 斜里町文光町 29 番地 2  | 3,075                         | 1,538        |    |
| 14 | 斜里小学校屋内体育館      | 斜里町文光町 29 番地 2  | 862                           | 431          |    |
| 15 | 朝日小学校校舎         | 斜里町朝日町 6 番地 2   | 1,112                         | 556          |    |
| 16 | 朝日小学校屋内体育館      | 斜里町朝日町 6 番地 2   | 840                           | 420          |    |
| 17 | 斜里中学校校舎         | 斜里町文光町 51 番地    | 2,180                         | 1,090        |    |
| 18 | 斜里中学校屋内体育館      | 斜里町文光町 51 番地    | 1,617                         | 809          |    |
| 19 | 北海道斜里高等学校校舎     | 斜里町文光町 5 番地 1   | 6,944                         | 3,472        |    |
| 20 | 北海道斜里高等学校体育館    | 斜里町文光町 5 番地 1   | 987                           | 494          |    |
| 21 | ウトロ漁村センター       | 斜里町ウトロ香川        | 1,065                         | 533          |    |
| 22 | 港西町コミュニティセンター   | 斜里町港西町 10 番地 27 | 120                           | 60           |    |
| 23 | 斜里町農業振興センター     | 斜里町以久科北 586 番地  | 791                           | 396          |    |
| 24 | 峰浜自然休養村管理センター   | 斜里町字峰浜 110 番地   | 654                           | 327          |    |
| 25 | 斜里産業会館          | 斜里町本町 29 番地     | 307                           | 154          |    |
| 26 | 旧森のまなびや越川 8 7   | 斜里町字越川 89 番地    | 502                           | 251          |    |
| 27 | 富士コミュニティセンター    | 斜里町字富士 56 番地    | 104                           | 52           |    |
| 28 | 旧来運・水の学校        | 斜里町字来運 117 番地   | 342                           | 171          |    |
| 29 | 中斜里公民館          | 斜里町字中斜里 38 番地   | 342                           | 171          |    |
| 30 | 中斜里多目的研修施設      | 斜里町字中斜里 38 番地   | 250                           | 125          |    |
| 31 | 美咲公民館           | 斜里町字美咲 73 番地    | 94                            | 47           |    |
| 32 | 海洋センター          | 斜里町朝日町 22 番地    | 726                           | 363          |    |
| 33 | ゆめホール知床         | 斜里町本町 4 番地      | 988                           | 494          |    |
| 34 | 大栄農村集落センター      | 斜里町字大栄 90 番地    | 159                           | 80           |    |
| 35 | 町民憩いの家          | 斜里町西町 14 番地     | 118                           | 59           |    |

|    |              |                |     |     |  |
|----|--------------|----------------|-----|-----|--|
| 36 | 道の駅しゃり       | 斜里町本町 37 番地    | 350 | 175 |  |
| 37 | 道の駅うとろ・シリエトク | 斜里町ウトロ西 186 番地 | 423 | 212 |  |
| 38 | 消防署庁舎        | 斜里町本町 14 番地    | 145 | 73  |  |

○ 国道、道道、町道（１級）一覧（第１編第４章関係）

| 道路区分   | 路線番号・路線名         | 町内延長<br>(km) | 備 考          |
|--------|------------------|--------------|--------------|
| 国道     | 2 4 4 号線         | 32. 5        | 全延長 143. 4km |
|        | 3 3 4 号線         | 57. 6        | 全延長 120. 6km |
| 道道     | 斜里停車場線           | 2. 0         |              |
|        | 知床公園線            | 19. 9        |              |
|        | 斜里停車場美咲線         | 5. 4         |              |
|        | 斜里漁港線            | 1. 7         |              |
|        | 越川中斜里停車場線        | 7. 5         |              |
|        | 豊里中斜里停車場線        | 9. 2         |              |
|        | 富士川上線            | 9. 8         |              |
|        | 摩周湖斜里線           | 1. 2         | 全延長 35. 0km  |
| 町道（１級） | 6000 役場通         | 0. 6         |              |
|        | 6001 中通          | 1. 0         |              |
|        | 6002 環状通         | 2. 9         |              |
|        | 6003 望洋通         | 0. 5         |              |
|        | 6004 文光町道        | 0. 5         |              |
|        | 6005 朝日通         | 0. 8         |              |
|        | 6006 斜里小学校通      | 1. 6         |              |
|        | 6007 南中通         | 0. 6         |              |
|        | 6008 朝日光陽通       | 0. 8         |              |
|        | 6009 豊倉東 5 線通    | 3. 3         |              |
|        | 6010 以久科豊倉 6 号道路 | 3. 5         |              |
|        | 6011 中斜里東 2 線道路  | 1. 1         |              |
|        | 6012 中斜里東 1 線道路  | 1. 1         |              |
|        | 6014 羅萌道路        | 2. 1         |              |
|        | 6015 野川道路        | 2. 2         |              |
|        | 6016 川上大栄 6 号道路  | 3. 9         |              |
|        | 6017 大栄 5 線道路    | 1. 8         |              |
|        | 6018 大栄 3 線道路    | 1. 3         |              |
|        | 6019 斜里峰浜 1 号道路  | 8. 6         |              |
|        | 6020 以久科西 4 線道路  | 3. 0         |              |
|        | 6021 以久科富士道路     | 7. 9         |              |
|        | 6023 朱円東 1 線道路   | 2. 0         |              |
|        | 6024 朱円 6 号道路    | 1. 2         |              |

|  |                |     |  |
|--|----------------|-----|--|
|  | 6025 朱円東 3 線道路 | 1.7 |  |
|  | 6026 朱円 3 号道路  | 2.2 |  |
|  | 6027 峰浜 10 線道路 | 2.6 |  |
|  | 6028 ウトロ環状道路   | 2.6 |  |
|  | 6029 ウトロ高原道路   | 1.9 |  |
|  | 6030 ウトロ港内道路   | 0.5 |  |
|  | 6031 岩尾別温泉道路   | 3.2 |  |
|  | 6032 知床五湖道路    | 0.4 |  |

## 様式第1号

## 安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（      年      月      日      時      分）

|                                                              |                             |
|--------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| ① 氏名                                                         |                             |
| ② フリガナ                                                       |                             |
| ③ 出生の年月日                                                     | 年      月      日             |
| ④ 男女の別                                                       | 男                      女    |
| ⑤ 住所（郵便番号を含む。）                                               |                             |
| ⑥ 国籍                                                         | 日本      その他（      ）         |
| ⑦ その他個人を識別する情報                                               |                             |
| ⑧ 負傷（疾病）の該当                                                  | 負傷                      非該当 |
| ⑨ 負傷又は疾病の状況                                                  |                             |
| ⑩ 現在の住所                                                      |                             |
| ⑪ 連絡先その他必要情報                                                 |                             |
| ⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。        | 回答を希望しない                    |
| ⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んで下さい。              | 回答を希望しない                    |
| ⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。 | 同意する<br><br>同意しない           |
| 備考                                                           |                             |

（注1） 本収集は国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3） 「③出生年月日」欄は元号表記により記入願います。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に記入願います。

## 様式第2号

## 安否情報収集様式（死亡住民）

| 記入日時（      年      月      日      時      分） |                     |
|-------------------------------------------|---------------------|
| ① 氏名                                      |                     |
| ② フリガナ                                    |                     |
| ③ 出生の年月日                                  | 年      月      日     |
| ④ 男女の別                                    | 男      女            |
| ⑤ 住所（郵便番号を含む。）                            |                     |
| ⑥ 国籍                                      | 日本      その他（      ） |
| ⑦ その他個人を識別するための情報                         |                     |
| ⑧ 死亡の日時、場所及び状況                            |                     |
| ⑨ 遺体が安置されている場所                            |                     |
| ⑩ 連絡先その他必要情報                              |                     |
| ⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの<br>照会に対し回答することへの同意 | 同意する<br>同意しない       |
| 備考                                        |                     |

（注1）本収集は国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「③出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄に記入願います。

|          |  |     |  |
|----------|--|-----|--|
| ⑪の同意回答者名 |  | 連絡先 |  |
| 同意回答者住所  |  | 続 柄 |  |

（注5）⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

安否情報報告書

報告日時： 年 月 日 時 分

市町村名：斜里町 担当者名：

[illegible]

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「同意の有無」欄には、安否情報の提供に係る同意について「有」又は「無」と記入すること。この場合において、当該同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。
- 4 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 5 「国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
- 6 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「死体の所在」を記入すること。





## 様式第5号

## 安否情報回答書

|                                     |                        |                                                      |
|-------------------------------------|------------------------|------------------------------------------------------|
| 年 月 日                               |                        |                                                      |
| 殿                                   |                        |                                                      |
| 総務大臣<br>(都道府県知事)<br>(市町村長)          |                        |                                                      |
| 年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。 |                        |                                                      |
| 避難住民に該当するか否かの別                      |                        |                                                      |
| 武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別      |                        |                                                      |
| 被<br>照<br>会<br>者                    | 氏 名                    |                                                      |
|                                     | フリガナ                   |                                                      |
|                                     | 出生の年月日                 |                                                      |
|                                     | 男 女 の 別                |                                                      |
|                                     | 住 所                    |                                                      |
|                                     | 国籍<br>(日本国籍を有しない者に限る。) | 日本                      その他 (                      ) |
|                                     | その他個人を識別するための情報        |                                                      |
|                                     | 現在の居所                  |                                                      |
|                                     | 負傷又は疾病の状況              |                                                      |
|                                     | 連絡先その他必要情報             |                                                      |

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入願います。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入願います。
- 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入願います。

## ＜記入要領＞

（様式第 1 号、様式第 2 号）

- 1 外国人であって、氏名をローマ字で記載できる場合には、氏名欄にカタカナで、フリガナ欄にローマ字で記載する。  
また、住所が日本国以外の場合であって、住所をローマ字で記載できる場合には、住所欄にローマ字で記載する。
- 2 国籍欄には、外務省発行の「国名表」を参考に国籍を簡潔に記載する。  
「国名表」に未掲載の国にあつては、「その他」と記載する。
- 3 その他個人を識別するための情報欄には、氏名、出生の年月日、男女の別、住所、国籍のいずれかが不明な場合に、当該情報に代えて個人を識別することができるような身体的特徴等を記載する。
- 4 居所欄には、避難施設の名称及び住所など、避難住民等の現在の所在をできるだけ具体的に記載する。
- 5 負傷又は疾病の状況欄には、負傷の程度を「死亡」、「重傷」、「軽傷」と区分して記載する。負傷の程度が不明の場合は「不明」と記載するものとし、負傷していない場合は空欄とする。  
この場合、「死亡」とは、当該武力攻撃災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。  
「重傷」とは、当該武力攻撃災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち 1 月以上の治療を要する見込みのものとする。  
「軽傷」とは、当該武力攻撃災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち 1 月未満で治療できる見込みのものとする。
- 6 連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報欄には、親戚や身元引受人の所在・連絡先やかかりつけの病院など、避難施設以外で、避難住民本人と連絡を取り得る連絡先等を記載する。
- 7 備考欄には、安否情報の公開への同意に関する特段の条件等、特に必要と認める事項を記載する。
- 8 氏名、出生の年月日、男女の別、住所、国籍、居所の各欄において不明事項がある場合は、「不明」と記載するものとし、その他の欄において特記事項がない場合は空欄とする。



武力攻撃やテロなどから身を守るために



内閣官房



# 目次

|    |                                                      |    |
|----|------------------------------------------------------|----|
| 1  | はじめに                                                 | 1  |
| 2  | 警報が発令されたら                                            | 2  |
|    | (1)武力攻撃やテロなどが迫り又は発生した地域において警報が発令された場合に直ちにとっていただきたい行動 |    |
|    | (2)落ち着いて情報収集に努めましょう                                  |    |
|    | (3)避難の指示が出されたら                                       |    |
| 3  | 身の回りで急な爆発が起こったら                                      | 5  |
|    | (1)火災が発生した場合                                         |    |
|    | (2)瓦礫に閉じこめられた場合                                      |    |
| 4  | 武力攻撃の類型などに応じた避難などの留意点                                | 6  |
|    | (1)ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合                                  |    |
|    | (2)弾道ミサイルによる攻撃の場合                                    |    |
|    | (3)着上陸侵攻の場合                                          |    |
|    | (4)航空攻撃の場合                                           |    |
|    | (5)武力攻撃やテロなどの手段として化学剤、生物剤、核物質が用いられた場合                |    |
|    | i．化学剤が用いられた場合                                        |    |
|    | ii．生物剤が用いられた場合                                       |    |
|    | iii．核物質が用いられた場合                                      |    |
| 5  | 怪我などに対する応急措置                                         | 13 |
|    | (1)切り傷などにより出血している場合                                  |    |
|    | (2)火傷をしている場合                                         |    |
|    | (3)骨折している場合                                          |    |
|    | (4)ねんざしている場合                                         |    |
|    | (5)かゆみや発疹など皮膚に異常が見られる場合                              |    |
|    | (6)体に火がついた場合                                         |    |
|    | (7)精神的ショックを受けている場合                                   |    |
|    | (8)人が倒れている場合                                         |    |
| 6  | 日頃からの備え                                              | 18 |
|    | (1)備蓄                                                |    |
|    | (2)訓練への参加など                                          |    |
| 参考 | 国民保護あれこれ                                             | 20 |

我が国に対する外部からの武力攻撃やテロなどが万が一起こった場合には、みなさんの安全を守るために、国や都道府県、市町村が連携し、対応することとしています。しかし、こうした事態が、いつ、どこで、どのように発生するのかを事前に予測することは極めて難しいうえに、多くの人々に影響を与えます。

実際にこうした事態に遭遇してしまった場合に、一人ひとりが混乱すると、対応の遅れや新たな危険を生じて、被害を拡大させないとも限りません。行政機関からの伝達事項やテレビ、ラジオの情報を十分に聞き、どのように行動すればよいかを判断するための正しい情報を把握することが重要です。また、地域や職場あるいは外出先の周囲の人々と協力しつつ冷静に行動することが危険を回避するために不可欠です。

そのためには、日頃から、こうした事態に遭遇した場合にどのように対応したらいいのか、その際に必要なものは何かなどについて、家族も含めて心得ておくこと、備えておくことが助けになります。

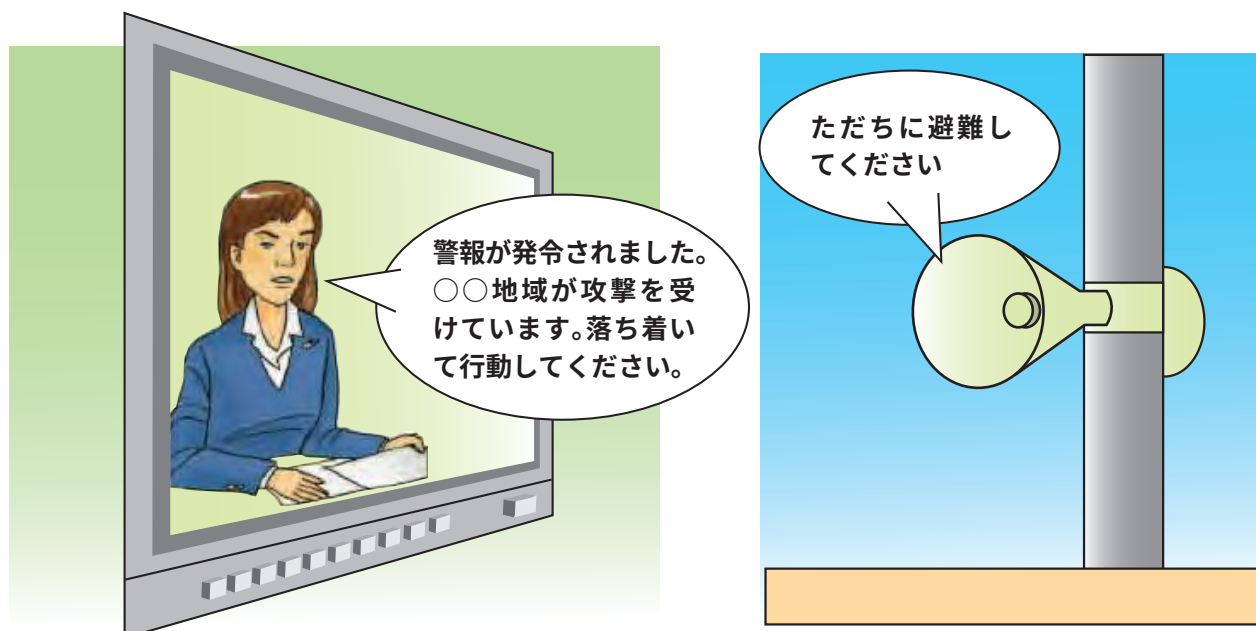
この冊子は、武力攻撃やテロなどに際して、みなさんがどのように行動すればよいか、あるいは普段から何を備えておけばよいか、などについてとりまとめたものです。こうした対応は、地震などの災害時における対応と共通することも多くあります。この冊子が、地震などの災害時についての行動マニュアルなどと併せて活用されることにより、みなさまのご理解がより一層深まることを期待しています。

## 2

## 警報が発令されたら

みなさんの安全を守るため、武力攻撃やテロなどが迫り又は発生した地域には、市町村から原則として防災行政無線のサイレン※を使用してみなさんに注意を呼びかけることとしています。そして、テレビ、ラジオなどの放送や消防の広報車両などを通して、どのようなことが、どこで発生したあるいは発生するおそれがあるのか、みなさんにどのような行動をとってほしいのかといった警報の内容をお伝えします。

また、住民のみなさんの避難が必要な地域には、同様な方法で避難を呼びかけます。

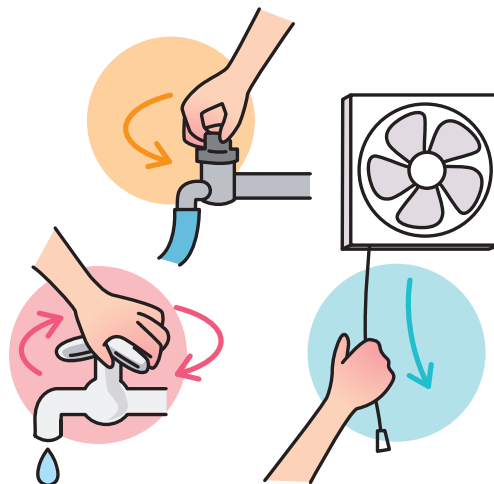


※サイレン音については、国民保護ポータルサイト  
(<http://www.kokuminhogo.go.jp/>) にてサンプル  
音をお聴きいただけます。

## (1) 武力攻撃やテロなどが迫り又は発生した地域において警報が発令された場合に直ちにとっていただきたい行動

### 屋内にいる場合

- ドアや窓を全部閉めましょう。
- ガス、水道、換気扇を止めましょう。
- ドア、壁、窓ガラスから離れて座りましょう。



### 屋外にいる場合

- 近隣の堅牢な建物や地下街など屋内に避難しましょう。
- 自家用車などを運転している方は、できる限り道路外の場所に車両を止めてください。やむを得ず道路に置いて避難するときは、道路の左側端に沿ってキーを付けたまま駐車するなど緊急通行車両の通行の妨害とならないようにしてください。



## (2) 落ち着いて情報収集に努めましょう

- 警報をはじめ、テレビやラジオなどを通じて伝えられる各種情報に耳を傾け、情報収集に努めましょう。





### (3) 避難の指示が出されたら

- 行政機関からの避難の指示としては、屋内への避難、近隣の避難所施設への避難、市町村や都道府県の区域を越えた遠方への避難などが考えられます。みなさんの安全を守るため、状況に応じて適切な指示が出されます。
- 行政機関から避難の指示が出された場合は、指示に従って落ち着いて行動しましょう。

避難の指示に基づき、自宅から避難所へ避難する場合には、以下のことに留意しましょう。

- 元栓をしめ、コンセントを抜いておきましょう。冷蔵庫のコンセントは挿したままにしておきましょう。
- 頑丈な靴、長ズボン、長袖シャツ、帽子などを着用し、非常持ち出し品を持参しましょう。（非常持ち出し品についてはP18を参照してください）
- パスポートや運転免許証など、身分を証明できるものを携行しましょう。
- 家の戸じまりをしましょう。
- 近所の人に声をかけましょう。
- 避難の経路や手段などについて行政機関からの指示にしたがい適切に避難しましょう。



### 3

## 身の回りで急な爆発が起こったら

みなさんの身の回りで急な爆発が起こった場合は、警報が発令された、されていないに関わらず、以下のことに留意しましょう。

- とっさに姿勢を低くし、身の安全を守りましょう。
- 周囲で物が落下している場合には、落下が止まるまで、頑丈なテーブルなどの下に身を隠しましょう。
- その後、爆発が起こった建物などからできる限り速やかに離れましょう。
- 警察や消防の指示に従って、落ち着いて行動しましょう。
- テレビやラジオなどを通じて、行政機関からの情報収集に努めましょう。



### (1) 火災が発生した場合

- できる限り低い姿勢をとり、急いで建物から出ましょう。
- 口と鼻をハンカチなどで覆いましょう。



### (2) 瓦礫<sup>がれき</sup>に閉じこめられた場合

- 明るくするためにライターなどにより火をつけないようにしましょう。
- 動き回って粉じんをかき立てないようにしましょう。口と鼻をハンカチなどで覆いましょう。
- 自分の居場所をまわりに知らせるために、配管などを叩きましょう。
- 粉じんなどを吸い込む可能性があるので、大声を上げるのは最後の手段としましょう。

## 4

## 武力攻撃の類型などに応じた避難などの留意点

武力攻撃事態の想定は、武力攻撃の手段、その規模の大小、攻撃パターンなどにより異なることから、どのようなものとなるかについて一概にはいえませんが、国民の保護に関する基本指針においては、下記の4つの類型を想定し、国民の保護のための措置の実施にあたって留意すべき事項を明らかにしています。

### (1) ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

#### ①特徴

- 突発的に被害が発生することもあります。
- 被害は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的ですが、攻撃目標となる施設（原子力事業所などの生活関連等施設など）の種類によっては、被害が拡大するおそれがあります。
- 核・生物・化学兵器や、放射性物質を散布することにより放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾（ダーティボム）が使用されることも想定されます。



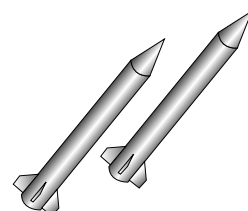
#### ②留意点

- 突発的に被害が発生することもあるため、攻撃当初は一旦屋内に避難し、その後状況に応じ行政機関からの指示にしたがい適切に避難しましょう。

### (2) 弾道ミサイルによる攻撃の場合

#### ①特徴

- 発射前に着弾地域を特定することが極めて困難であり、短時間での着弾が予想されます。このため、まず弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報が発令され、テレビやラジオなどを通じてその内容が伝えられます。その後実際に弾道ミサイルが発射されたときはその都度警報が発令され、着弾が予想される地域には、サイレン（P. 2を参照してください）などにより注意を呼びかけることとしています。
- 弾頭の種類（通常弾頭であるのか、核・生物・化学弾頭であるのか）を着弾前に特定するのが困難であり、弾頭の種類に応じて、被害の様相や対応が大きく異なります。



#### ②留意点

- 攻撃当初は屋内へ避難し、その後状況に応じ行政機関からの指示にしたがい適切に避難しましょう。屋内への避難にあたっては、近隣の堅牢な建物や地下街などに避難しましょう。



## (3) 着上陸侵攻の場合

### ①特徴

- 船舶により上陸する場合は、沿岸部が当初の侵攻目標となりやすい。
- 航空機による場合は、沿岸部に近い空港が攻撃目標となりやすい。
- 国民保護措置を実施すべき地域が広範囲にわたるとともに、期間が比較的長期に及ぶことも想定されます。



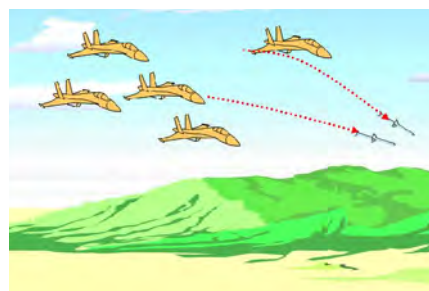
### ②留意点

- 攻撃が予測された時点においてあらかじめ避難することも想定されます。
- 避難が必要な地域が広範囲にわたり遠方への避難が必要となるとともに、避難の期間が長期間にわたることも想定されます。避難の経路や手段などについて行政機関からの指示にしたがい適切に避難しましょう。

## (4) 航空攻撃の場合

### ①特徴

- 弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的容易ですが、あらかじめ攻撃目標を特定することが困難です。
- 都市部の主要な施設やライフラインのインフラ施設が目標となることも想定されます。



### ②留意点

- 攻撃の目標地を特定せずに、屋内への避難が広範囲にわたって指示されることが考えられます。屋内への避難にあたっては、近隣の堅牢な建物や地下街などに避難しましょう。その後状況に応じ行政機関からの指示にしたがい適切に避難しましょう。

## (5) 武力攻撃やテロなどの手段として 化学剤、生物剤、核物質が用いられた場合

武力攻撃やテロなどの手段として化学剤、生物剤、核物質が用いられた場合には、人体の機能障害を発生させるため、被害に対する特別な対応が必要となることから、テレビやラジオなどを通じて、情報収集に努めるとともに、行政機関からの指示にしたがって行動することが重要です。

### i.化学剤が用いられた場合

#### ①特徴

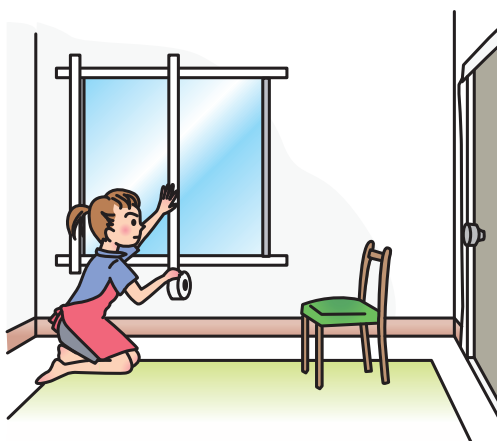
- 化学剤は、その特性により、神経剤、びらん剤、血液剤、窒息剤などに分類されています。一般に地形や気象などの影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリンなどの神経剤は下をほうのように広がります。特有のにおいがあるもの、無臭のものなど、その性質は化学剤の種類によって異なります。人から人への感染こそありませんが、比較的早く、目の充血、咳込み、かゆみなどの症状が現れます。
- 触れたり、口に入れたり、吸引することで人体に悪影響を及ぼすことから、飲食物や日用品などへの混入、人体への直接注入、爆発物や噴霧器などを使用した散布などが考えられます。
- 国や都道府県、市町村などは連携して、原因物質の検知及び汚染地域の特定や予測をし、みなさんを安全な風上の高台に誘導するほか、そのままでは分解・消滅しないため、化学剤で汚染された地域を除染して原因物質を取り除く措置などを実施します。
- 汚染された可能性があれば、可能な限り除染して、医師の診断を受ける必要があります。

## ②留意点

- 口と鼻をハンカチで覆いながら、その場から直ちに離れ、外気から密閉性の高い屋内の部屋または風上の高台など、汚染のおそれのない安全な地域に避難しましょう。



- 屋内では、窓閉め、目張りにより室内を密閉し、できるだけ窓のない中央の部屋に移動しましょう。
- 2階建て以上の建物であれば、なるべく上の階へ避難しましょう。
- 汚染された服、時計、コンタクトレンズなどは速やかに処分する必要がありますが、汚染された衣服などをうかつに脱ぐと、露出している皮膚に衣服の汚染された部分が触れるおそれがあります。特に頭からかぶる服を着ている場合には、はさみを使用して切り裂いてから、ビニール袋に密閉しましょう。その後、水と石けんで手、顔、体をよく洗いましょう。



- 安全が確認できるまでは、汚染された疑いのある水や食物の摂取は避けましょう。
- 行政機関の指示などにしたがい、医師の診断を受けましょう。
- 化学剤傷病者への治療は一刻を争います。あやしいと感じたらすぐに周囲に知らせる、速やかに警察や消防に通報するといった迅速な対応をとった方が、その後の対処も早くなり、救命率の向上につながります。



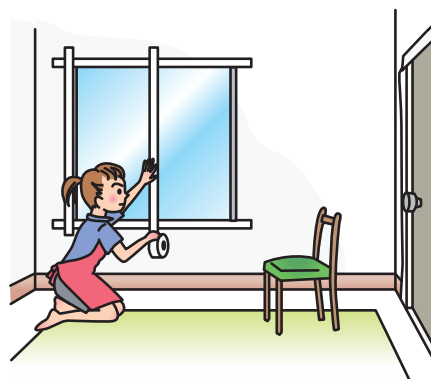
## ii 生物剤が用いられた場合

### ①特徴

- 生物剤は、人や動物を殺傷したり植物を枯らすことなどを目的とした細菌やウイルスなどの微生物及び細菌や動植物などが作り出す毒素のことをいい、人に知られることなく散布することが可能です。触れたり、口に入れたり、吸引することで人体に悪影響を及ぼすことから、化学剤と同様に、飲食物及び日用品などへの混入、人体への直接注入、爆発物や噴霧器などを使用した散布などが考えられます。
- また、発症するまでの潜伏期間に、感染した人々が移動し、後に生物剤が散布されたと判明した場合には、既に広域的に被害が発生している可能性があります。ヒトを媒体とする天然痘などの生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられます。
- 国は、一元的な情報収集、データ解析などにより疾病を監視して、感染源や汚染された地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた医療を行い、まん延の防止に努めます。
- 行政機関の情報や発生した症状などから感染の疑いがある場合は、医師の診断を受けるとともに、行政機関の行うまん延防止の措置に従うことが重要となります。

### ②留意点

- 口と鼻をハンカチで覆いながら、その場から直ちに離れ、外気から密閉性の高い屋内の部屋または感染のおそれのない安全な地域に避難しましょう。
- 屋内では、窓閉め、目張りにより室内を密閉し、できるだけ窓のない中央の部屋に移動しましょう。
- 屋外から屋内に戻ってきた場合は、汚染物を身体から取り除くため、衣類を脱いでビニール袋や容器に密閉しましょう。また、水と石けんで手、顔、体をよく洗いましょう。



- 安全が確認できるまでは、汚染された疑いのある水や食物の摂取は避けましょう。
- 行政機関の指示などにしたが、医師の診断を受けましょう。
- 身近に感染した可能性のある人がいる際には、その人が使用した家庭用品などに触れないようにし、頻繁に石けんで手を洗いましょう。感染した可能性のある人も自らマスクをすることが大切です。
- 米国で発生した炭そ菌事件のように不審な郵便物が送られてきた場合には、郵便物を振ったり、匂いをかいだり、中身を開けたりせずに可能であればビニール袋で包み、すぐに警察などに通報しましょう。もし開けてしまって不審物質がこぼれ出たような場合には、掃除をするべきではありません。不審物質を直ちに何かで覆い、その部屋を離れて汚染された衣服をできるだけ早く脱ぎ、手を水と石けんで洗い流してすぐに警察などに通報しましょう。

### iii 核物質が用いられた場合

#### ①特徴

- 核兵器を用いた攻撃による被害については、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風などによる物質の燃焼、建物の破壊、放射能汚染などの被害が生じ、その後は放射性降下物（放射能をもった灰）が拡散、降下することにより放射線障害などの被害が生じます。
- 一方、放射性物質を散布することにより放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾（ダーティボム）の爆発による被害は、核爆発ほど大きな被害は生じませんが、爆薬による被害と放射能による被害をもたらします。



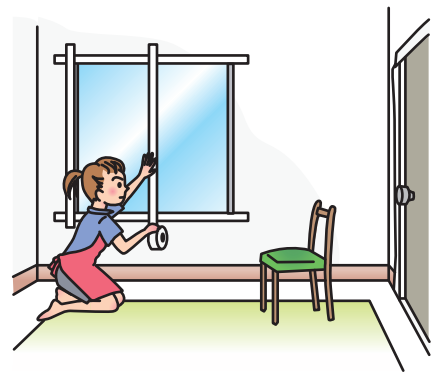
## ②留意点

### ◎核爆発の場合

- 閃光や火球が発生した場合には、失明するおそれがあるので見ないでください。
- とっさに遮蔽物の陰に身を隠しましょう。近隣に建物があればその中へ避難しましょう。地下施設やコンクリート建物であればより安全です。
- 上着を頭から被り、口と鼻をハンカチで覆うなどにより、皮膚の露出をなるべく少なくしながら、爆発地点からなるべく遠く離れましょう。その際、風下を避けて風向きとなるべく垂直方向に避難しましょう。



- 屋内では、窓閉め・目張りにより室内を密閉し、できるだけ窓のない中央の部屋に移動しましょう。
- 屋内に地下施設があれば地下へ移動しましょう。
- 屋外から屋内に戻ってきた場合は、汚染物を身体から取り除くため、衣類を脱いでビニール袋や容器に密閉しましょう。その後、水と石けんで手、顔、体をよく洗いましょう。



- 安全が確認できるまでは、汚染された疑いのある水や食物の摂取は避けましょう。
- 被ばくや汚染のおそれがあるため、行政機関の指示などにしたがい、医師の診断を受けましょう。

### ◎放射性物質を散布することにより放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾（ダーティボム）の爆発の場合

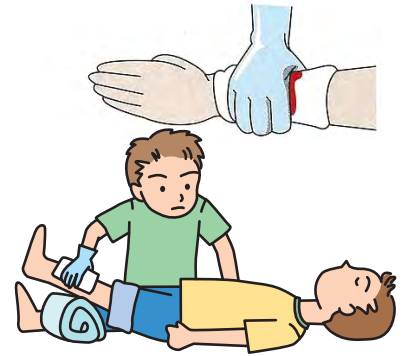
- P5「身の回りで急な爆発が起こったら」と同様、爆発が起こった建物などからできる限り速やかに離れましょう。
- 爆発において特有の特徴がなく、放射性物質の存在が判明するまでに時間がかかることなどから、たとえ外傷がない場合でも、行政機関の指示などにしたがい医師の診断を受けましょう。



武力攻撃やテロなどが発生すると、普段のように救急車がかけつけられないことも考えられます。怪我をしてしまった場合あるいは自分は無事でも家族やまわりの人が怪我をしている場合や応急措置が必要な場合などに備えて、知識を身につけておきましょう。

### (1) 切り傷などにより出血している場合

- 傷口が土砂などで汚れているときは、なるべく早くきれいな水で十分に洗い流しましょう。
- 出血が多い場合は清潔なガーゼや布でやや強く押さえ、止血しましょう。
- 骨折がないことを確認した上で、傷口は心臓よりも高くしましょう。
- 包帯を巻くときは患部を清潔に保ちましょう。
- じかに血液に触れないよう、ビニール・ゴム手袋やスーパーの袋などを利用しましょう。



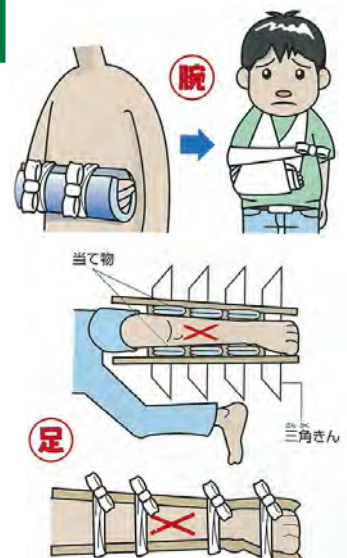
### (2) 火傷をしている場合

- 流水で患部を冷やしてください。
- 水ぶくれは破らないよう注意しましょう。
- 消毒ガーゼかきれいな布を当て包帯をしましょう。
- やたらと医薬品を使うのはやめましょう。

### (3) 骨折している場合

- 出血している場合はその手当てをしましょう。
- 負傷した箇所はあまり動かさないでください。
- 氷あるいは冷湿布などを利用してハレや痛みをやわらげてください。
- 可能であれば、添え木\*を当て、骨折部分の上下を固定します。
- さらに腕の場合は三角巾などで固定します。

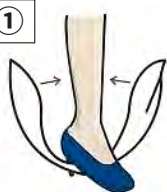
※添え木は、棒や板、傘やダンボールなどで代用できます。



## (4) ねんざしている場合

- 氷あるいは冷湿布などを利用してハレや痛みをやわらげてください。
- 靴は添え木の替わりになるので脱がずに、その上から三角巾や布で固定します。
- 三角巾を棒状にし、中央を足のうらにあて、足首に引き上げて交差させます（手順①参照）。
- 三角巾の両端を足の甲に回して交差させ、両端をかかとの三角巾の内側に通します（手順②参照）。
- 三角巾の両端を足の甲に回して結びます（手順③参照）。

手順①



手順②



手順③

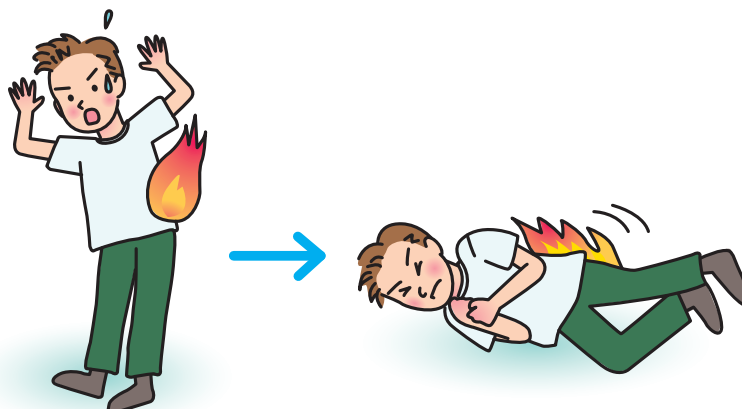


## (5) かゆみや発疹など皮膚に異常が見られる場合

- 汚染された衣類は汚染物質が目や鼻と接触しないよう切り取り、ビニール袋に密閉しましょう。
- 水と石鹸で手、顔、体を洗いましょう。

## (6) 体に火がついた場合

- 水や消火器により体についた火を消しましょう。これらが無い場合は、決して走ったりせず、手をついて地面に転がりましょう。



## (7) 精神的ショックを受けている場合

- 子供やお年寄りの近くには付き添うようにしましょう。
- 無理をせず、休憩や睡眠、家族と過ごす時間をきちんととりましょう。

## (8) 人が倒れている場合

周囲の安全を確認し、安全でないと判断した場合は、安全な場所に移動しましょう。

### ①反応（意識）を確認する

- 傷病者の耳元で「大丈夫ですか」または「もしもし」と大声で呼びかけながら、肩を軽くたたき、反応があるかないかをみます。



反応の確認

### ②助けを呼ぶ

- 反応がなければ、大きな声で「誰か来て！人が倒れています！」と助けを求めます。
  - 協力者が来たら、「あなたは119番へ通報してください」「あなたはAEDを持ってきてください」と具体的に依頼します。
- ※ AED到着後は、電源を入れた後に流れる音声メッセージと点滅するランプに従って操作してください。



119番通報とAED手配

### ③呼吸の確認

- 傷病者のそばに座り、10秒以内に傷病者の胸や腹部の上がり下がりを見て、普段どおりの呼吸をしているかを判断します。



呼吸の確認



## ④胸骨圧迫

- 傷病者に普段どおりの呼吸がないと判断したら、ただちに胸骨圧迫を開始し、全身に血液を送ります。



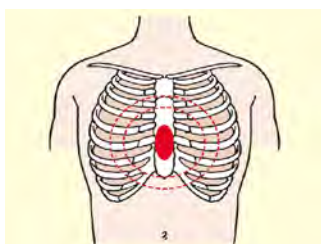
胸骨圧迫



胸骨圧迫の姿勢

- 胸の真ん中を、重ねた両手で「強く、早く、絶え間なく」圧迫します。

- ・胸の真ん中に、片手の手の付け根を置きます
- ・他方の手をその手の上に重ねます。両手の指を互いに組むと、より力が集中します
- ・ひじをまっすぐに伸ばして手の付け根の部分に体重をかけ、傷病者の胸が少なくとも5 cm沈むほど強く圧迫します
- ・1分間に少なくとも10回の速いテンポで30回連続して絶え間なく圧迫します
- ・圧迫と圧迫の間(圧迫を緩めるとき)は、胸がしっかり戻るまで十分に力を抜きます
- ・小児に対しては、両手または片手で胸の厚さの約1/3が沈むほど強く圧迫します



胸骨圧迫部位



両手の組み方と力を加える部位

## ⑤人工呼吸（口対口人工呼吸）

- 30回の胸骨圧迫終了後、口対口人工呼吸により息を吹き込みます。

### (1)気道確保（図 頭部後屈あご先挙上法）

- ・傷病者ののどの奥を広げて空気を肺にとおしやすくします（気道の確保）
- ・片手を額に当て、もう一方の手の人差し指と中指の2本をあご先（骨のある硬い部分）に当てて頭を後ろにのけぞらせ（頭部後屈）、あご先を上げます（あご先挙上）



頭部後屈あご先挙上法

### (2)人工呼吸

- ・気道を確保したまま、額に当てた手の親指と人差し指で傷病者の鼻をつまみます
- ・口を大きく開けて傷病者の口を覆い、空気が漏れないようにして、息を約1秒かけて吹き込みます。傷病者の胸が持ちあがるのを確認します



胸が持ち上がるのを確認する

- ・いったん口を離し、同じ要領でもう1回吹き込みます。

## ポイント

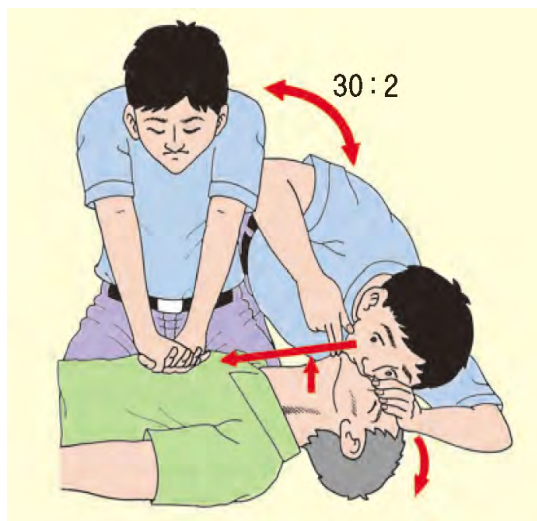
- 傷病者の顔面や口から出血している場合や、口と口を直接接触させて口対口人工呼吸を行うことがためられる場合には、人工呼吸を省略し、胸骨圧迫のみを続けます。

## ⑥心肺蘇生（胸骨圧迫と人工呼吸）の継続

- 胸骨圧迫を30回連続して行った後に、人工呼吸を2回行います。
- この胸骨圧迫と人工呼吸の組み合わせ（30：2のサイクル）を、救急隊に引き継ぐまで絶え間なく続けます。

## ポイント

- 胸骨圧迫を続けるのは疲れるので、もし救助者が二人以上いる場合は、1～2分間程度を目安に、胸骨圧迫の役割を交代するのがよいでしょう。



胸骨圧迫と人工呼吸の組み合わせ

## (1) 備蓄

地震などの災害に対する日頃からの備えとして、避難しなければならないときに持ち出す非常持ち出し品や、数日間を自足できるようにするための備蓄品が各行政機関により紹介されていますが、これらの備えは、武力攻撃やテロなどが発生し避難をしなければならないなどの場合においても大いに役立つものと考えられます。家族全員で備えましょう。

## 標準的な対応用品

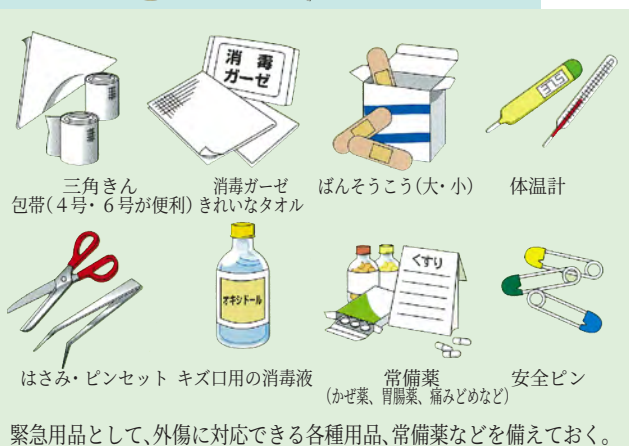
## 非常持ち出し品

|                             |
|-----------------------------|
| 携帯用飲料水                      |
| 食品(カップめん、缶詰、ビスケット、チョコレートなど) |
| 貴重品(預金通帳、印鑑、現金など)           |
| パスポートや運転免許証                 |
| 緊急用品                        |
| ヘルメット、防災ずきん                 |
| 軍手(厚手の手袋)                   |
| 懐中電灯                        |
| 衣類(セーター、ジャンパー類)             |
| 下着                          |
| 毛布                          |
| 携帯ラジオ・予備電池                  |
| マッチ、ろうそく(水にぬれないようにビニールでくるむ) |
| 使い捨てカイロ                     |
| ウエットティッシュ                   |
| 筆記用具(ノート、えんぴつ)              |



小さな子どもがいる家庭は

ミルク  
紙おむつ  
ほ乳びん



さらに、新聞紙や大きなゴミ袋は、防寒や防水に役立ちますので、備えておくとよいでしょう。

緊急用品として、外傷に対応できる各種用品、常備薬などを備えておく。

## 数日間を自足できるようにするための備蓄品(3日分が目安)

普段使っている物と同じ物を用意しておくとう便利です。

|                         |                     |
|-------------------------|---------------------|
| 飲料水                     | 9リットル(3リットル×3日分)    |
| ご飯(アルファ米 <sup>*</sup> ) | 4～5食分               |
| ビスケット                   | 1～2箱                |
| 板チョコ                    | 2～3枚                |
| 缶詰                      | 2～3缶                |
| 下着                      | 2～3組                |
| 衣類                      | スウェット上下、セーター、フリースなど |



<sup>\*</sup>アルファ米…一度炊いた米を乾燥させたもので、お湯や水を注ぐだけで食べられ、非常食としても活用できる。



攻撃の手段として化学剤、生物剤、核物質が用いられた場合には、皮膚の露出を極力抑えるために、手袋、帽子、ゴーグル、雨ガッパ等を着用するとともに、マスクや折りたたんだハンカチ・タオル等を口及び鼻にあてて避難することが必要となる場合がありますので、これらについても備えておくことが大切です。

## (2) 訓練への参加など

国民保護法に基づき、国や地方公共団体などは避難や救援などの国民保護に関する訓練を実施しております。みなさまに、この冊子を十分に活用していただくとともに、訓練に参加いただくことにより、武力攻撃やテロなどにおける避難などについて、より理解を深めることができるものと考えております。今後とも国民保護についてより一層のご理解をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

訓練についてはこちらをご覧ください。

国民保護ポータルサイト <http://www.kokuminhogo.go.jp>

## 国民保護法とは

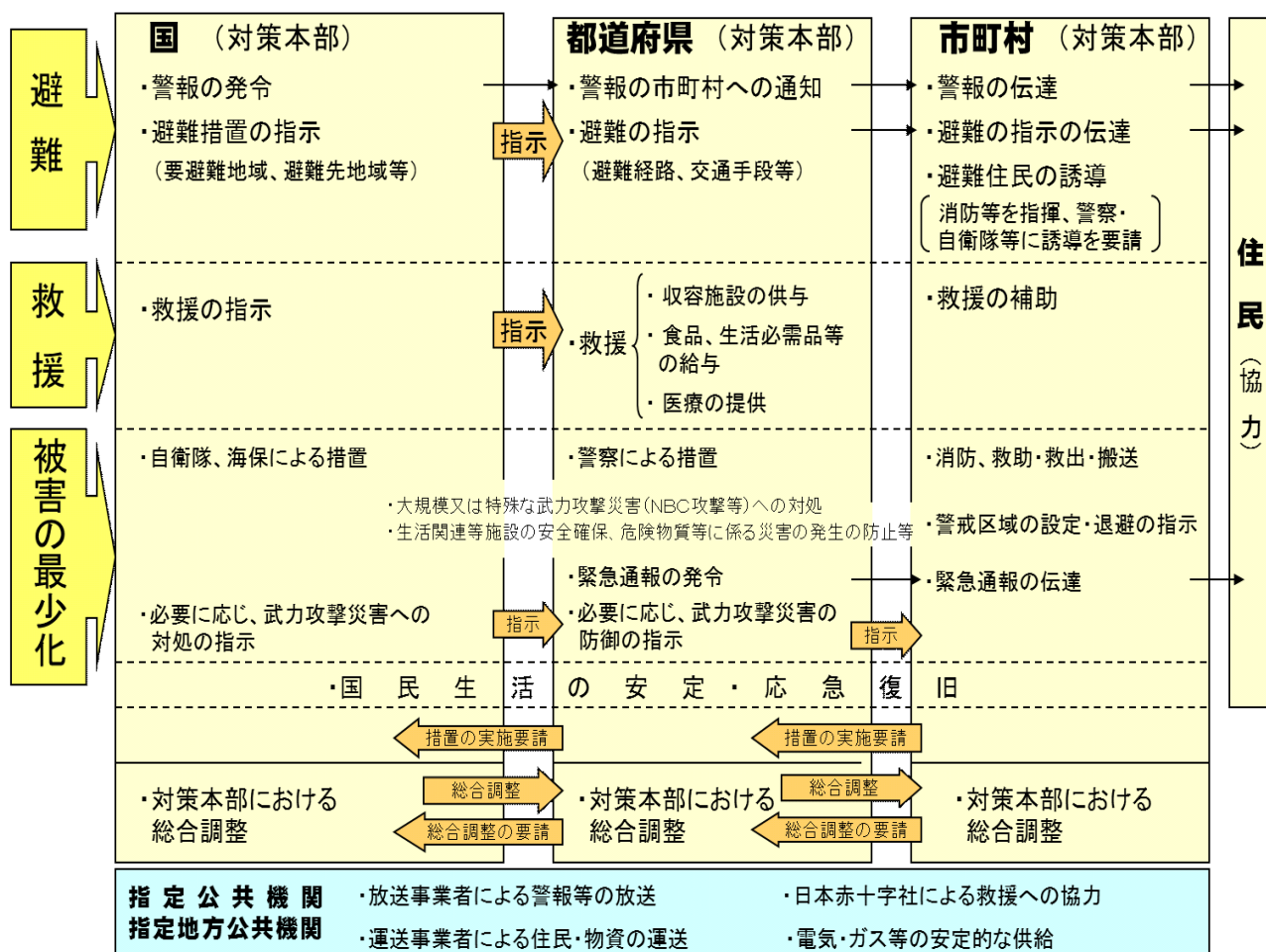
我が国を取り巻く安全保障環境については、冷戦終結後10年以上が経過し、我が国に対する本格的な侵略事態が発生する危険性は低下しているものの、大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散、国際テロ組織等の活動を含む新たな脅威や平和と安全に影響を与える多様な事態への対応が差し迫った課題となっています。

こうした状況も踏まえ、平成16年9月、我が国に対する外部からの武力攻撃などにおいて、国民の生命、身体及び財産を保護することなどを目的とした国民保護法(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律)が施行されました。

国民保護法においては、国は、武力攻撃やテロなどから国民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があるときは、警報を発令して、みなさんに危険な状態になったことをお知らせすることとなっています。そして、国をはじめ、都道府県、市町村などの関係機関が、国民の保護のために情報の提供や避難の誘導、避難所の開設、救援物資の配布、救助活動、医療活動などの措置に迅速かつ全力を挙げて対応することとしています。

# 武力攻撃事態等における国民の保護のための仕組み

国民の保護のための措置は大きく、避難、救援、被害の最小化の3つから構成されます。

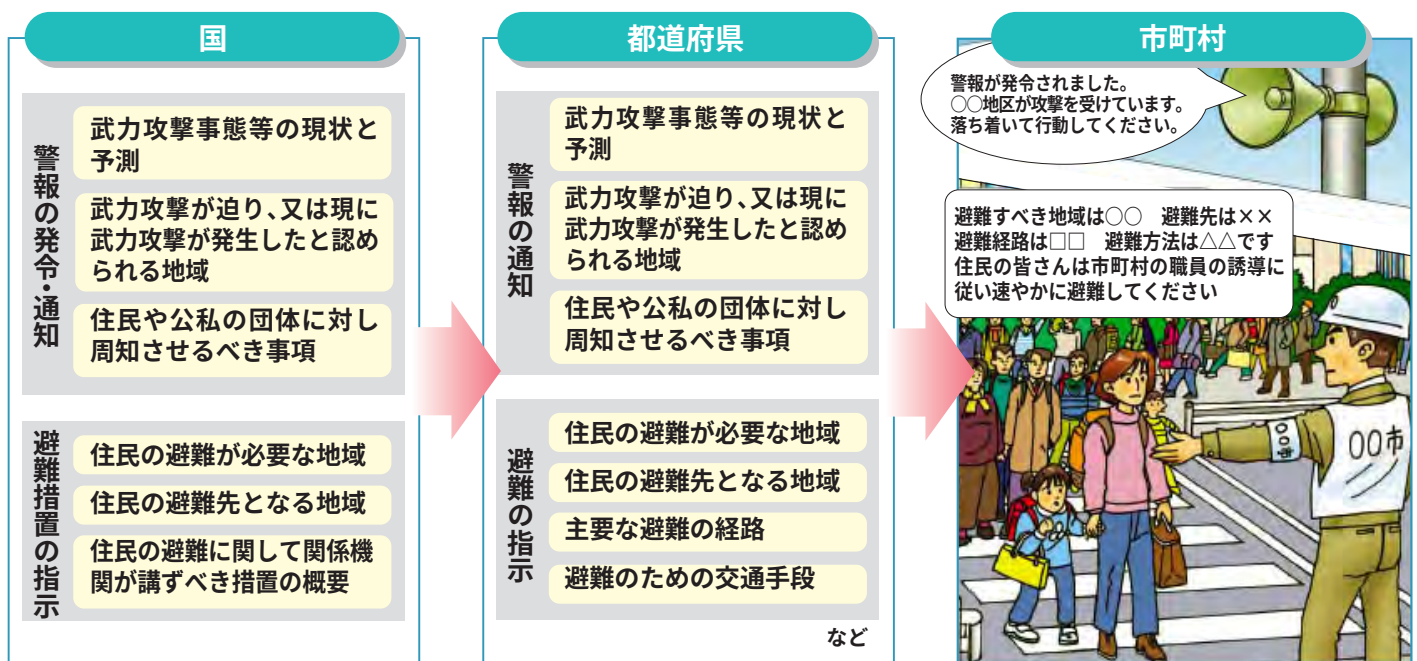


国、地方公共団体、指定公共機関等が相互に連携



## 避難の仕組み

- 国は、武力攻撃から国民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは、警報を発令して、直ちに都道府県知事に通知します。さらに、住民の避難が必要なときは都道府県知事に対して、住民の避難措置を講ずるよう指示します。
- これを受け、都道府県知事は、警報の通知や避難の指示を行います。そして、放送や市町村の防災行政無線を通じて、皆さんに情報が伝達されます。



## 救援の仕組み

- 救援活動は、都道府県知事が中心となって、市町村や日本赤十字社と力を合わせて実施します。

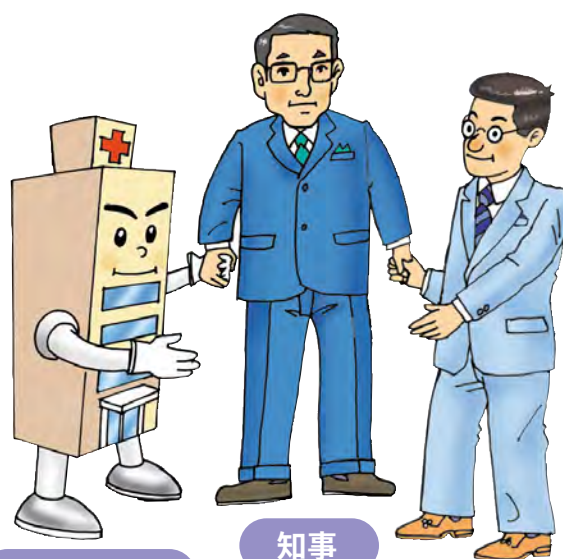
### 避難場所や医療の提供

避難してきた人々に宿泊場所や食品、医薬品などを提供



### 安否情報の収集や提供

行方不明になったり家族と離ればなれになった人たちのために安否情報の収集や提供を行う



日本赤十字社

知事

市町村長

## 武力攻撃災害への対処

- 武力攻撃に伴う被害をできるだけ小さくするために、国と地方公共団体が一体となって対処します。

ダムや発電所などの  
施設の警備



放射性物質などによる  
汚染の拡大を防止



警戒区域を設定

住民が危険な場所に入らない  
よう警戒区域を設定



消防活動

消火や被災者の救助などの消  
防活動





## 指定公共機関の役割

- 指定公共機関とは、国や地方公共団体と協力して、国民の保護のための措置を実施する機関のことをいいます。日本赤十字社や、日本放送協会（NHK）などの公共的機関や、電力会社やガス会社などの公益的事業を営む法人が、政令等で指定されています。
- 指定公共機関には、警報の放送や避難住民の運送など各々の業務に係る役割を果たしていただきます。

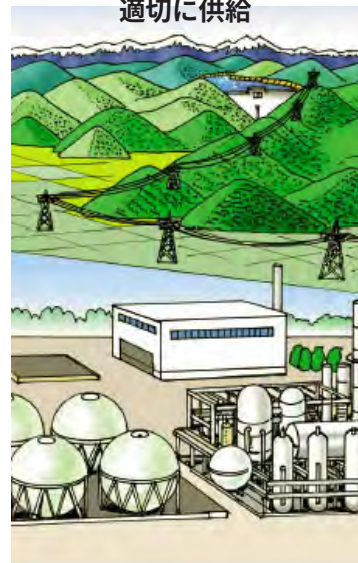
### 放送事業者

警報等を放送



### 電気・ガス事業者

適切に供給



### 運送事業者

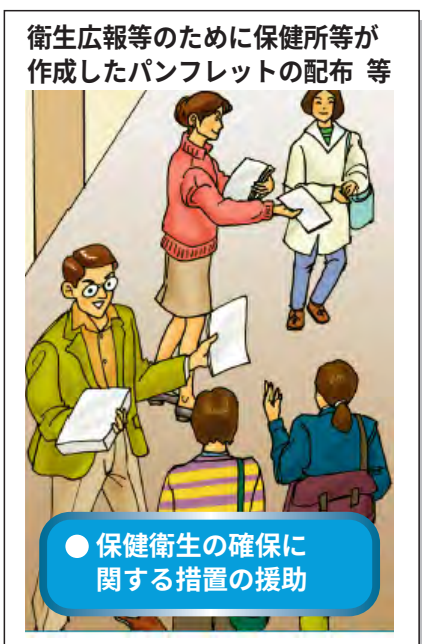
避難住民の運送や緊急物資の運送





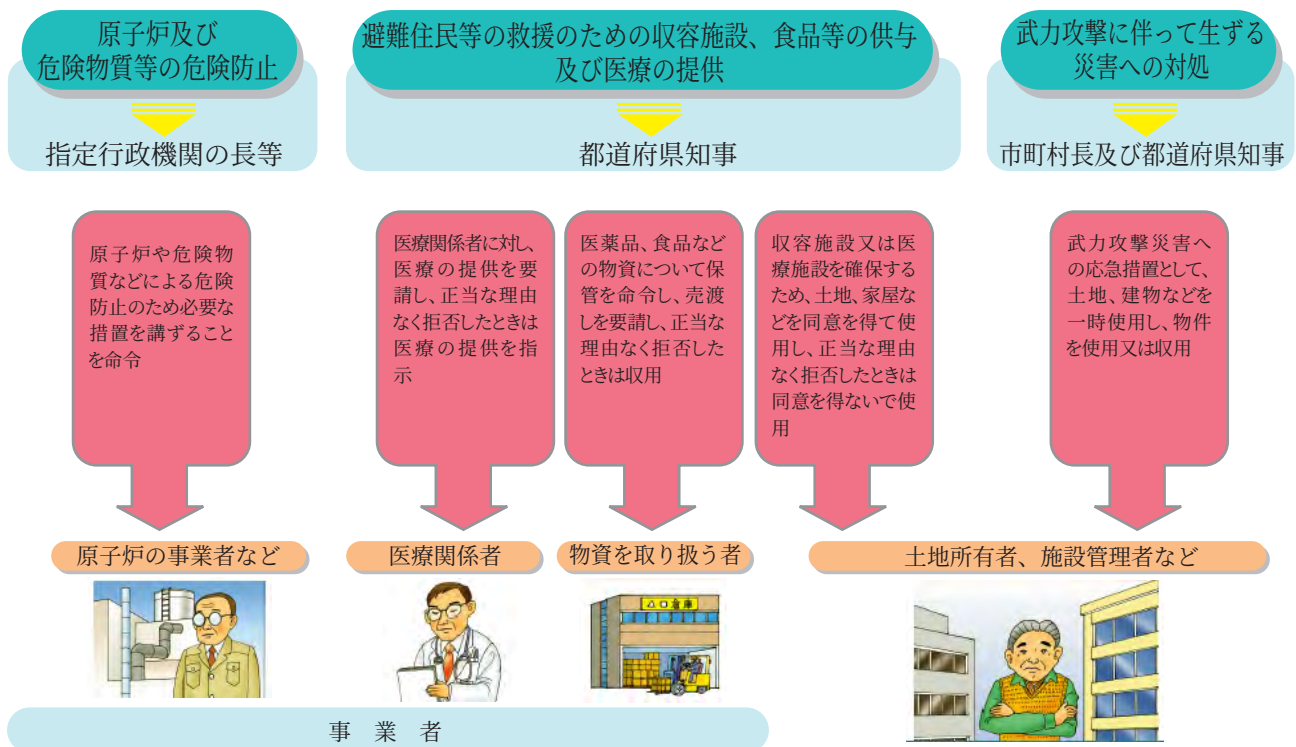
## 国民の協力

- 国民保護法では、「国民は、国民の保護のための措置の実施に関し協力を要請されたときは、必要な協力をするよう努めるものとする」、「国民の協力は国民の自発的な意思にゆだねられるものであって、その要請に当たって強制にわたることがあってはならない」とされています。
- 国や地方公共団体は、協力の要請を行う場合は、安全の確保に十分配慮しなければなりません。さらに、武力攻撃事態等において要請に基づく協力により国民が死亡・負傷等した場合は、その損害を補償します。また、住民の自主的な防災組織やボランティアによる国民の保護のための活動に対し、必要な支援を行います。



## 国民の権利および義務に関する措置

- 国民保護法においては、「国民の保護のための措置を実施するに当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されなければならない」、「国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は当該国民の保護のための措置を実施するため必要最小限のものに限られ、かつ、公正かつ適正な手続の下に行われるものとし、いやしくも国民を差別的に取り扱い、並びに思想および良心の自由並びに表現の自由を侵すものであってはならない。」とされており、この原則に基づき、国民の権利および義務に関する措置については、限定的に規定されています。



## 武力攻撃事態の類型ごとの特徴

武力攻撃事態の想定は、武力攻撃の手段、その規模の大小、攻撃パターンなどにより異なることから、どのようなものとなるかについて一概にはいえませんが、国民の保護に関する基本指針においては、下記の4つの類型を想定し、国民の保護のための措置の実施にあたって留意すべき事項を明らかにしています。

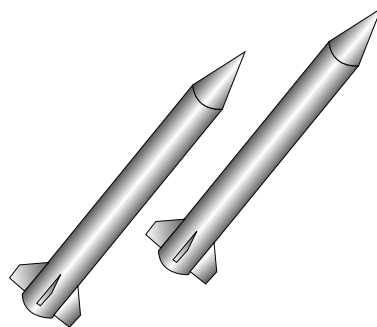
### 着上陸侵攻



#### ■特徴

- 船舶により上陸する場合は、沿岸部が当初の侵攻目標となりやすい。
- 航空機による場合は、沿岸部に近い空港が攻撃目標となりやすい。
- 国民保護措置を実施すべき地域が広範囲にわたるとともに、期間が比較的長期に及ぶことも想定されます。

### 弾道ミサイル攻撃



#### ■特徴

- 発射前に着弾地域を特定することが極めて困難であり、短時間での着弾が予想されます。
- 弾頭の種類（通常弾頭であるのか、核・生物・化学弾頭であるのか）を着弾前に特定するのが困難であり、弾頭の種類に応じて、被害の様相や対応が大きく異なります。

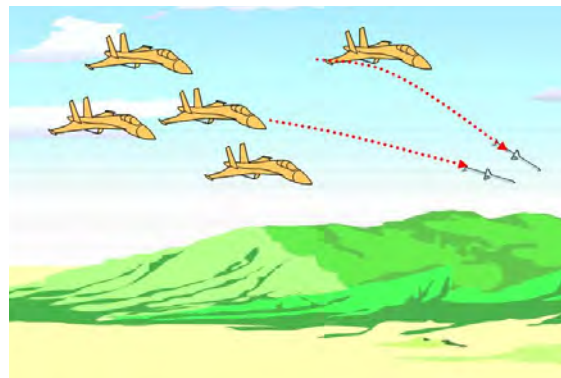
### ゲリラ・特殊部隊による攻撃



#### ■特徴

- 突発的に被害が発生することもあります。
- 被害は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的ですが、攻撃目標となる施設（原子力事業所などの生活関連等施設など）の種類によっては、被害が拡大する恐れがあります。
- 核・生物・化学兵器や放射性物質を散布することにより放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾（ダーティボム）が使用されることも想定されます。

### 航空攻撃



#### ■特徴

- 弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的容易ですが、予め攻撃目標を特定することが困難です。
- 都市部の主要な施設やライフラインのインフラ施設が目標となることも想定されます。



## 緊急処理事態とは

武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態または当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国民の生命、身体及び財産を保護するため、国家として緊急に対処することが必要な事態をいいます。

攻撃の対象施設や攻撃の手段の種類により、以下に示すような事態例が考えられています。

### ～攻撃対象施設等による分類～

危険性を内在する物質を有する  
施設等に対する攻撃が行われる事態

〈事態例〉

#### 原子力事業所などの破壊

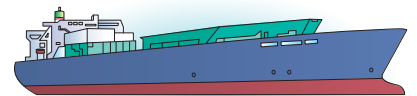
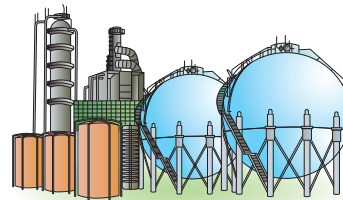
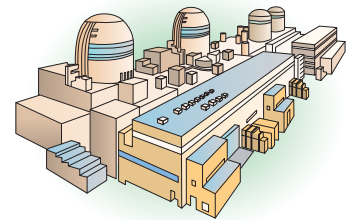
大量の放射性物質などが放出され、周辺住民が被ばくするとともに、汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくします。

#### 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設などの爆破

爆発・火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物やライフラインなどの被災により、社会経済活動に支障が生じます。

#### 危険物積載船などへの攻撃

危険物の拡散により沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾や航路の閉塞、海洋資源の汚染など、社会経済活動に支障が生じます。

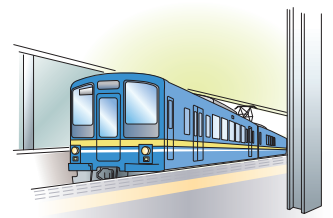
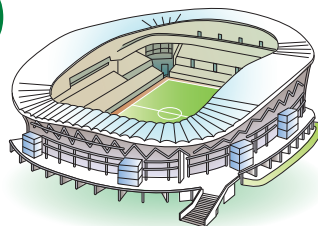


多数の人が集合する施設及び  
大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

〈事態例〉

#### 大規模集客施設、ターミナル駅などの爆破

爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合は被害が多大なものとなります。



## ～攻撃手段による分類～

多数の人を殺傷する特性を有する  
物質等による攻撃が行われる事態

### 〈事態例〉

放射性物質を散布することにより、放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾

#### （ダーティボム）

爆弾の破片や飛び散った物体による被害、熱や炎による被害などが発生し、放射線によって正常な細胞機能が攪乱されると、後年、ガンを発症することもあります。



#### 生物剤の大量散布

人に知られることなく散布することが可能です。また、発症するまでの潜伏期間に、感染した人々が移動し、後に生物剤が散布されたと判明した場合には、既に広域的に被害が発生している可能性があります。ヒトを媒体とする天然痘などの生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられます。

#### 化学剤の大量散布

地形・気象などの影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリンなどの神経剤は下をはうように広がります。

破壊の手段として交通機関を  
用いた攻撃等が行われる事態

### 〈事態例〉

#### 航空機などによる自爆テロ

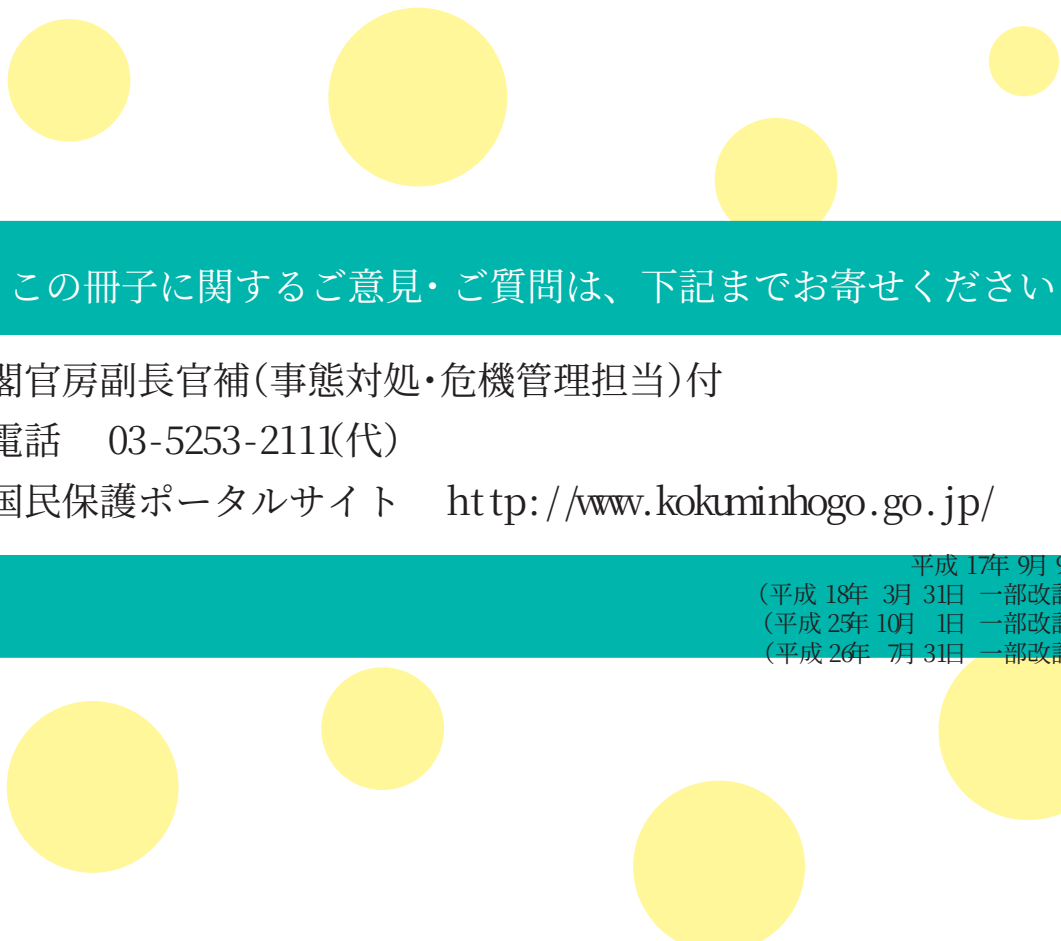
爆発・火災などの発生により住民に被害が発生するとともに、建物やライフラインなどが被災し、社会経済活動に支障が生じます。



~ Memo ~







この冊子に関するご意見・ご質問は、下記までお寄せください

内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当)付

電話 03-5253-2111(代)

国民保護ポータルサイト <http://www.kokuminhogo.go.jp/>

平成17年9月9日  
(平成18年3月31日 一部改訂)  
(平成25年10月1日 一部改訂)  
(平成26年7月31日 一部改訂)